

平成 30 年度
第 2 回
高校教育改革
に係る懇話会

平成 3 0 年 5 月 2 9 日

県庁旧館 4 階
正庁

会 議 次 第

1 開会

2 委員長挨拶

3 報告事項

(1) 私立高校からの主な意見

(2) 経済界からの主な意見

4 議題

(1) スポーツ・文化芸術特別選抜について

(2) 一般入学者選抜について

(3) 追検査について

(4) 第二次募集について

5 その他

(1) 各選抜の名称について

(2) 第3回会議について

(3) その他

6 閉 会

< 巻末資料 >

1 高校教育改革に係る懇話会 設置要綱

2 高校教育改革に係る懇話会 委員名簿

< 別添資料 >

1 平成30年度佐賀県立高等学校入学者選抜概要（実施教科・配点等）

2 特色選抜試験B方式の指定校について

3 県立高校入試制度の見直しの方向性（イメージ図）

3 報告事項

(1) 私立高校からの主な意見

今回の入試制度の見直しで、私学がこれまで言ってきた第二次募集実施についての課題解消が、できれば良いと思う。

県立高校の入試制度について、言う立場にない。県立高校入試制度の検討の際に、私学の考えを聞いてもらうことはありがたい。

現在は、県立高校と私立高校との入試日程のすみ分けができていていると思う。

(2) 経済界からの主な意見

聴取先：佐賀県経営者協会、佐賀県中小企業団体中央会、佐賀県商工会連合会、
佐賀県商工会議所連合会

- 基本的には人物重視である。論理的思考ができればよい。

一定の学力があり、まじめに仕事をする事ができればよい。

- 部活動や生徒会活動は、採用試験でも評価している。

高校で学んだことは就職後に役に立っている。

入学者選抜制度の見直しについて、特に意見はない。

4 議題

(1) スポーツ・文化芸術特別選抜について

目的・ねらい

生徒の特性(実情)を多面的な角度から捉えるとともに、高校のスポーツ及び文化芸術の推進・振興を図るため、スポーツ・文化芸術特別選抜について、現行制度の枠を広げ実施する。

実施校

スポーツ推進指定校

- ・競技実績に基づく推進指定校 ... 現行の特色選抜試験B方式(スポーツ推進指定校)のとおり
- ・学校希望に基づく推進指定校 ... 新たに設置

文化芸術推進指定校

- ・教育課程に基づく推進指定校 ... 現行の特色選抜試験B方式(芸術推進指定校)のとおり
- ・学校希望に基づく推進指定校 ... 新たに設置

学校希望に基づく推進指定校について

現行の特色選抜試験B方式では指定されていない文化部の分野や、スポーツ推進指定校で指定されていない競技種目において、実施を希望する学校・学科のうち県が認める学校・学科を指定して実施する。

指定方法(案)

指定するスポーツの競技種目や文化芸術の分野は、該当校に既に設置している部活動に限る。

スポーツ・文化芸術の振興を図ることを目的に、学校が実施希望を県に提出し、当該競技種目・分野の活動実績、指導体制、施設・設備の状況、地域性等について、地域のバランスや学校規模等に配慮しながら県が審査し、指定する。

入学者選抜実施要項に、学校、競技種目・分野ごとの募集人員を定める。

実施時期 2月上旬

選抜内容

中学校から提出された調査書その他必要な書類(実績評価表等)学力検査の成績、面接及び実技検査の結果等に基づき選抜を行う。

学力検査は検査時間50分で3教科(国語、英語、数学)の基礎的な内容の基礎学力テストとする。また、実技検査は競技種目・分野の特性等を考慮し、学校により実施しないことも可能とする。

スポーツ・文化芸術特別選抜に係る委員からの主な意見

- ・ 文化芸術についても、全国高総文祭のレガシーとして総文祭等の成績を踏まえて実施してはどうか。
- ・ 高校が希望するという方法は、イメージが持ちにくい。
- ・ スポーツ・文化芸術特別選抜であっても、ある程度の学力を全ての受検生に持たせてほしい。
- ・ 野球は生徒の県外流出が課題となっている。子ども達には、スポーツ推進指定校に野球が何故ないのかという思いがある。
- ・ スポーツ・文化芸術特別選抜は、2月上旬に実施するとあるが、中学3年生の教育課程をしっかりと定着をさせるために、もう少し日程を下げられないか。

(2) 一般入学者選抜について

見直しの基本的な考え方

全ての選考方法について、学力検査を重視すること

受検生一人一人の評価を多面的な視点や尺度でできるように工夫すること

上記の考え方を満たしつつ、わかりやすい入試制度となるように配慮すること

選抜方法の工夫（複数の評価基準による選考の導入）について

一般入学者選抜の1回の試験で、選考 と選考 の2つの異なる評価基準（学力検査や調査書等の配点）による選考方法で合格者を決定する。

なお、受検生に入学願書を出願する際、選考 による選考の希望の有無を取る。

【複数の評価基準による選考の導入の目的・ねらい】

高校入試は、教育課程を始めとする様々な教育活動を確実にやり遂げるに足る資質・能力を備えた生徒を多面的、総合的に選抜することを目的としている。

そのため、高校の教育課程をやり遂げるだけの学力が特に重視されることになるが、一方で、学力検査の輪切りによる選抜ではなく、中学校での様々な実績など、受検生の特徴を多面的に評価することが望ましいと考えている。

そこで、選考 と選考 の2つの異なる評価基準（学力検査や調査書等の配点）による選考方法で合格者を決定する選抜を導入する。

選考 ... 学力検査の評価の割合を50%程度に抑え、調査書や面接をより重視した選考

選考 ... 学力検査の評価の割合を70%以上とするなど、学力検査を重視する選考

実施時期 3月上旬

選抜内容

中学校から提出された調査書その他必要な書類、学力検査の成績、面接及び実技検査の結果に基づき、選抜を行う。

学力検査は、国語、社会、数学、理科、英語の5教科とする。また、実技検査は芸術を実施する学校のみ実施する。

【学力検査】

選考 では、3教科や傾斜配点による選考を可能とする。

選考 では、5教科で選考し、傾斜配点は行わない。

【選抜の具体例】

この例では、
 選考 Ⅰ は、募集人員を募集定員の2割、学力検査の評価の割合を50%とし、
 選考 Ⅱ は、募集人員を募集定員の8割、学力検査の評価の割合を70%とする。

イメージ 選考 Ⅰ、選考 Ⅱ の順に合格者(100人)を決める。

	評価基準	募集人員	選考 Ⅰ の希望有		希望無
			受検生 A	受検生 B	受検生 C
選考 Ⅰ	・学力検査50% ・調査書(学習の記録) ・“(学習の記録以外)” ・面接 } 50%	20人 (募集人員の20%)	↓ 選考で枠外	↓ 選考で枠内 (選考で合格)	↓ 選考しない
選考 Ⅱ	・学力検査70% ・調査書(学習の記録) ・“(学習の記録以外)” ・面接 } 30%	80人 (募集人員の80%)	↓ 選考で枠内 (選考で合格)	↓ 選考で枠内 (選考で合格)	↓ 選考で枠内 (選考で合格)

↓ ↓ ↓
 受検生 A・受検生 B・受検生 C とともに合格

選抜の流れ

(選考 Ⅰ による選抜)

- (1) 選考 Ⅰ を希望する受検生を対象に、選考 Ⅰ の評価基準(学力検査の評価の割合を50%)により上位者から合格者を決定する。
- (2) 選考 Ⅰ の募集人員(定員の2割)まで合格者を決定したら、選考 Ⅰ での選抜を終える。

(選考 Ⅱ の終了後に選考 Ⅰ による選抜)

- (3) 選考 Ⅰ で合格しなかった受検生及び選考 Ⅰ を希望しなかった受検生を対象に、選考 Ⅱ の評価基準(学力検査の評価の割合を70%)により上位者から合格者を決定する。
- (4) 選考 Ⅱ の募集人員まで合格者を決定した時点で、全ての選抜を終える。

《参考》

配点の具体例

	学力検査 の合計	調査書		面接	総合計
		学習の 記録	学習の 記録以外		
選考	250	50	150	50	500
選考	250	50	30	20	350

上記具体例での学力検査の評価の割合は、次のようになっている。

選考 は 50% (学力検査の合計 250 点 / 総合計 500 点 = 0.5)

選考 は 71.4% (学力検査の合計 250 点 / 総合計 350 点 = 0.7142...)

調査書の学習の記録以外では、生徒会活動や部活動、ボランティア活動、資格取得（英検や漢検など）等を点数化している。

傾斜配点 の例

	学力検査（配点）					学力検査 合計
	国語	社会	数学	理科	英語	
A高	50	50	50	50	50	250
B高	50	50	75*	75*	50	300

⇐ 数学・英語で傾斜配点(×1.5)

傾斜配点とは、学力検査の特定の教科の配点に一定の倍率をかけ、他の教科より比重を重くし、差をつけること

一般入学者選抜に係る委員からの主な意見

- ・ 選考 では、学力検査は3教科でも可能ということを検討されているが、今回の場合、志願者は5教科受験している。あえて3教科にする必要があるのか。
- ・ 選考 、選考 の順で行うということだが、選考 では、学力検査の結果もよく、調査書・面接の評価も高い生徒の上位 20%が合格する。この場合、すべてを選考 で選抜した結果と大きく変わらないように思う。
- ・ 体育実技を実施した場合、2日間の入試で5教科に加えて面接・実技も行うと、かなりハードな日程になると思う。

参考 県立高校からの意見

(見直しの方向性について)

- ・ 中学生の大半が一度不合格を体験するということが無くなる点で、見直しの方向性は賛成である。
- ・ これまでの2回から1回に回数が減ることについては賛成だが、複雑になることには反対である。
- ・ 以前、2月の試験での生徒たちの不合格経験はかなり後まで尾を引いていた。入学時点でコンプレックスを持たせるのはどうかと思う。

(一般入学者選抜での選抜の工夫について)

- ・ 1つの試験で、2つの観点から選抜を行うことは、中学生の負担も少ない中で、多様な生徒の選抜につながり良いことだと思う。
- ・ 選考 ・選考 の募集割合は、学校の特性に合わせて学校側で決められないか。
- ・ 選考 選考 の流れで選抜をすると、求める生徒像に合致する受検生を選抜することが難しくなる。選考 選考 にしてはどうか。
- ・ 選考 を希望する生徒がほとんどだと思う。希望しないというのはどういう生徒たちなのか想定できない。
- ・ 多面的な視点や尺度で受検生を評価できるよう、選考 において評価基準の学力検査の割合を下げてはどうか。

(3) 追検査について

導入のねらい

急な疾病その他やむを得ない事情により、学力検査及び面接等を受けられなかった志願者の受検機会を確保する。

実施校 追検査の対象となる志願者がいる高校

実施時期 3月中旬(芸術に関する実技検査の実施校のみ2日間で実施する。)

手続き

中学校長は定められた期日までに申請し、高等学校長が許可書を発行する。

選抜

検査方法は一般入学者選抜に準じ、一般入学者選抜と合わせて選抜する。

なお、学力検査問題の難易度は一般入学者選抜と同程度のものとする。

(4) 第二次募集について

実施時期

3月下旬に実施

選抜内容

当該年度の一般入学者選抜の学力検査、作文・面接等と調査書その他必要な書類により選抜する。(現行制度と同様の方法とする。)

5 その他

(1) 各選抜の名称について

これまでに委員の皆様等からいただいた案です。

スポーツ・文化芸術特別選抜

- ・スポーツ・文化芸術選抜
- ・特別選抜
- ・特色選抜

一般入学者選抜

- ・入学者選抜
- ・一般選抜

追検査

- ・二次検査
- ・予備検査
- ・一般追検査

第二次募集

- ・二次募集
- ・一般補充選抜

(2) 第3回会議について

(3) その他

参考 第1回懇話会での説明内容

(1) 入学者選抜の基本的な考え方

佐賀県では、知・徳・体の調和のもと、国際的視野に立ち、社会経済の進展に創意を持って対応し、文化の創造や産業の振興など社会や地域の発展に貢献できる心身ともにたくましい人材の育成を目指している。

高等学校入学者選抜についても、よりよく問題を解決する資質・能力や、自らを律する心、たくましく生きるための体力を育むなど、本県が目指す人材の育成の観点から実施するものとする。

このような県教育委員会の指針を踏まえ、各高等学校における入学者選抜は、教育課程を始めとする様々な教育活動を確実にやり遂げるに足る資質・能力を備えた生徒を多面的、総合的に選抜することを目的としている。また、受検生にとっては、入学者選抜に臨むことを通して自らの成長につながられるものであると位置づけている。

(2) 入学者選抜制度見直しの目的・ねらい

今回の入学者選抜制度見直しの目的は、県立高等学校への進学希望者が入学者選抜を通して学力の向上を目指すことや、自らの能力と適性等に基づいて受検校を主体的に選択できることを堅持しながら、現行の成果と課題を踏まえ、本県のスポーツ・文化芸術の一層の推進・振興を図るとともに、多くの受検生に不合格体験をさせることなく、複数の選考を行うことで多面的に評価できる選抜制度を確立することである。

具体的には、次の事項を入学者選抜制度見直しのねらいとする。

本県のスポーツ及び文化・芸術の推進及び振興を図る。

1回の入学者選抜の中で複数の評価方法による多面的な選抜を行う。

感染症等への対応を行う。

入学者選抜制度をよりわかりやすく改善する。

参考 文科省通知文

高等学校の入学者選抜について（平成5年2月22日）〈抜粋〉

一 公立高等学校の入学者選抜の改善について

（一）多様な選抜方法の実施について

イ 高等学校入学者選抜の在り方は、各学校・学科・コースごとの特色に応じて多様であることが望ましいこと。

（二）多段階の入学者選抜の実施について

ア 受験機会の複数化及び推薦入学の活用などにより、多段階にわたり入学者選抜が実施されるよう十分配慮すること。

イ 推薦入学については、専門学科のみでなく、普通科においても教育上の特色づくりと並行して一層活用されるよう配慮すること。

（三）入学者選抜の資料について

ア 合否の判定の際の調査書と学力検査の成績の比重の置き方については、生徒の選択の幅の拡大等のため、各学校・学科等、あるいは定員の一部ごとに異なる方式で合否の判定を行うことについての工夫がなされるように配慮すること。

高等学校の入学者選抜の改善について（平成9年11月28日）〈抜粋〉

一 高等学校の入学者選抜の現状について

（一）高等学校入学者選抜については、・・・いわゆる「影響力のある特定の高等学校をめぐる受験競争は依然として厳しく」、また、選抜方法は「狭い意味での学力の評価に重点が置かれるなど画一的な点が多い」などの状況にあると考えられること。

（二）このような状況を踏まえ、中学校以下の教育に与えている影響を直視し、いわゆる影響力のある特定の高等学校をはじめ、全体として、選抜方法の多様化、評価尺度の多元化の観点に立った入学者選抜の改善を一層進めていく必要があること。

高等学校入学者選抜におけるインフルエンザ罹患者等への対応について

（平成28年10月14日）〈抜粋〉

保健福祉部局等の関係機関、市区町村教育委員会及び所管又は所轄の学校等と連携を図りながら、インフルエンザ罹患者等に対する受検機会の十分な確保について、特段の御配慮をお願いします。

また、新型インフルエンザ等により所定の日程による学力検査の実施が困難となる等の不測の事態に適切に対応できるよう、高等学校・中学校等との連絡体制の構築や問い合わせ窓口の設置、相当数の者が当日に受検できなかった場合の対応等について、十分な検討・準備をお願いします。

《参考》 入試日程の例（平成30年度入学生の場合）

1/31	水	願書受付（特別）
2/1	木	願書受付（特別） 県内私立高校入試
2	金	
3	土	
4	日	
5	月	
6	火	
7	水	スポーツ・文化芸術特別選抜
8	木	
9	金	
10	土	
11	日	（祝）建国記念日
12	月	振替休日
13	火	
14	水	合格発表（特別）
15	木	東明館高校入試
16	金	
17	土	早稲田佐賀高校入試
18	日	
19	月	
20	火	願書受付（一般）
21	水	願書受付（一般）
22	木	
23	金	
24	土	
25	日	国公立大学前期試験
26	月	志願変更願
27	火	志願変更願 ↓
28	水	志願変更届

3/1	木	高校卒業式（県立高校）
2	金	↓（いずれかの日程）
3	土	
4	日	
5	月	
6	火	一般入学者選抜
7	水	一般入学者選抜 国公立大学中期試験
8	木	追検査受検願
9	金	卒業式（中学校）
10	土	
11	日	
12	月	追検査 国公立大学後期試験
13	火	追検査（実技実施校のみ）
14	水	合格発表（一般）
15	木	願書受付（二次）
16	金	願書受付（二次）
17	土	
18	日	
19	月	第二次募集
20	火	
21	水	（祝）春分の日
22	木	合格発表（二次）
23	金	終業式・修了式
24	土	
25	日	
26	月	
27	火	
28	水	
29	木	
30	金	
31	土	

高校教育改革に係る懇話会設置要綱

佐賀県教育委員会

(目的及び設置)

第1条 県立高等学校における制度の在り方や諸課題について検討するため、高校教育改革に係る懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

(1) 学識経験者 (2) 保護者代表

(3) 教育行政関係者 (4) 学校関係者

3 懇話会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から教育長が指名する。

4 その他、上記以外に委員長が必要と認める者をもって委員に充てることができる。

(委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、懇話会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第4条 懇話会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 懇話会で協議する事項は、委員長が定める。

4 教育長は、懇話会に意見を聞く必要があるときは、委員長に対し、協議すべき事項を示して、会議の招集を求めることができる。

5 委員長は、必要に応じて、懇話会の委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第5条 委員長は、必要な事項の検討を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織については、委員長が別に定める。

(事務局)

第6条 懇話会の事務局は、佐賀県教育庁教育振興課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月23日から施行する。

高校教育改革に係る懇話会 委員名簿

	所 属	職名	氏 名	備考
1	佐賀大学大学院 学校教育学研究科	教授	中島 秀明	有識者 (委員長)
2	西九州大学子ども学部 心理カウンセリング学科	准教授	利光 恵	"
3	佐賀新聞社	専務取締役 編集主幹・ 論説委員長	富吉 賢太郎	"
4	佐賀県高等学校PTA連合会	会長	西岡 豊	保護者
5	佐賀県PTA連合会	会長	江田 明弘	"
6	"	母親 副委員長	石山 恵美	"
7	嬉野市教育委員会	教育長	杉崎 士郎	市町教育長会連合会 代表
8	県立鳥栖工業高等学校	校長	山口 光一郎	県高等学校長協会 会長 (副委員長)
9	県立佐賀西高等学校	校長	松尾 敏実	" 副会長
10	佐賀市立川副中学校	校長	池之上 義宏	県小中学校校長会 副会長
11	小城市立小城中学校	校長	槇原 靖宏	" 代表

(事務局名簿)

	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	教育委員会	副教育長	宮崎 祐弘	
2	"	"	山口 光之	
3	"	"	青木 勝彦	
4	教育振興課	課長	宮崎 耕一	
5	"	教育企画監	下村 昌弘	
6	"	参事	加藤 英治	
7	学校教育課	課長	大井手 広毅	
8	"	参事	伊東 幸一郎	
9	保健体育課	課長	牛島 徹	
10	教育振興課	企画主幹	山下 秀司	
11	"	指導主事	田代 文則	